

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025 年 5 月 16 日

住友生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	羽太 典明
-------------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	辰巳 幸久
-------------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	中山 卓弥
-------------------------	-------	-------

<連結財務諸表監査>
監査意見

当監査法人は、住友生命保険相互会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友生命保険相互会社及び連結子法人等の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

責任準備金計上額の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
住友生命保険相互会社の連結財務諸表において、責任準備金39,071,703百万円が計上されている。このうち、親会社である住友生命保険相互会社の責任準備金残高は28,749,390百万円であり連結総負債の61%に相当する重要な割合を占めている。 連結貸借対照表注記12.に記載されているとおり、住友生命保険相互会社の責任準備金は保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため保険業法及び関連する規制に従い、金融庁に認可を受けた保険料及び責任準備金の算出方法書に定められた保険数理計算に基づいて算定されている。また、保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要がある。 責任準備金は、長期にわたる将来発生するキャッシュ・フローについて性別・年齢別等の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づき計算される。責任準備金の計算式は非常に複雑で専門性を要するため、新商品開発時及び既存商品の予定発生率等の改定時におけるシステムへの反映の正当性（責任準備金が算出方法書どおりに計算されること）検証や事業年度末の計算結果の検証には経験を有する社内のアクチュアリーが関与している。 また、保険計理人による責任準備金の積立水準の十分性を確認する将来収支分析では、複数のシナリオのもとに将来の収支を予測することによって、会社が将来の保険金などの支払能力を維持し得るかどうかを保険計理人が判断する。将来収支分析は、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となる。経営者は、保険計理人による将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定する。 以上から、当監査法人は、住友生命保険相互会社に係る責任準備金計上額の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。	当監査法人は、住友生命保険相互会社の責任準備金計上額の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。なお、監査手続の実施にあたっては、当監査法人の保険数理の専門家及びITシステムの専門家を利用した。 (1) 内部統制の評価 責任準備金計上額の妥当性に関連するプロセスについて、当監査法人のITシステムの専門家を利用し内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下に焦点を当てた。 ① 責任準備金の正確性 ● 保険数理部門において、責任準備金計算システムへの反映の正当性を検証していること ● 情報システム部門において開発された責任準備金計算システムにより、責任準備金計上額を正確に計算するシステム統制が有効に機能していること ● 保険数理部門において、全ての保険契約に対して責任準備金が網羅的に計上されていることを検証していること ● 保険数理部門において、責任準備金計上額の計算結果についてサンプル抽出により再計算し正確性を検証していること ② 責任準備金の積立水準の十分性 ● 将来収支分析に係る保険計理人の意見書に基づき、経営者が責任準備金の計上額を決定していること (2) 責任準備金計上額の妥当性の検討 当監査法人は、当監査法人の保険数理の専門家及びITシステムの専門家を利用して、住友生命保険相互会社が計上した責任準備金計上額の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。 ① 責任準備金の正確性 ● 当連結会計年度に新たに販売された保険商品の責任準備金について、算出方法書に従い再計算し、結果が一致していることを検証した。 ● 過年度からの責任準備金の増減と当連結会計年度の保険料、保険金、事業費等との整合性を検討した。 ● 責任準備金計算システムで使用する期末の保険契約データと保険契約システム上の契約異動データから作成した期末の保険契約データとの整合性を検討した。 ② 責任準備金の積立水準の十分性 ● 保険計理人の意見書の閲覧及び保険計理人への質問により、将来収支分析について、関連

	する法令や「生命保険会社の保険計理人の実務基準」(公益社団法人日本アクチュアリー会)に基づいて行われていることを検討した。 ● 組織規程及び保険計理人規程の閲覧並びに保険計理人への質問により、保険計理人が職務遂行上必要な権限を取締役会から付与されていること及び保険計理人が収益部門、収益管理部門及び商品開発部門から独立していることを確かめた。 ● 経営者への質問及び責任準備金に係る決裁書を閲覧し、経営者が保険計理人による責任準備金の積立水準の十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定していることを確かめた。
--	---

のれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
住友生命保険相互会社の連結財務諸表において、のれん335,193百万円には、連結貸借対照表注記事項15.に記載されているとおり、同社によるSingapore Life Holdings Pte. Ltd. (以下「シングライフ・ホールディングス」という。)の買収に関連して計上されたのれん305,220百万円が含まれており、金額的重要性がある。 のれんは収益性の著しい低下等により、当初想定していた超過収益力が見込めなくなった場合には、減損損失が計上される可能性がある。連結貸借対照表注記15.に記載されているとおり、シングライフ・ホールディングスの買収に関連して計上されたのれんは、固定資産の減損に係る会計基準等に基づき減損損失の計上の要否の判定が行われる。住友生命保険相互会社によるのれんの減損の兆候の有無の判定は、シングライフ・ホールディングスを取り巻く経営環境の悪化の有無、業績及び将来の利益計画の悪化の有無、のれんを含む資産グループの公正価値の著しい下落の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価し、減損の兆候はないとの結果になった。これらの事象・環境変化等の有無の判定には経営者の重要な判断を伴う。 以上から、当監査法人は、シングライフ・ホールディングスの買収に関連して計上されたのれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。	当監査法人は、主に以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 のれんの減損損失の計上の要否を判定するプロセスについて、内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特にのれんの減損損失の計上の要否に関する判定資料の作成及び判断結果に関する承認の統制に焦点を当てた。 (2) のれんの減損の兆候の有無に関する判断の妥当性の検討 当監査法人は、のれんの減損の兆候の有無の判定に関する住友生命保険相互会社の判断の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。 - 事業計画等について、投資実行時の事業計画等とその実績とを比較し、達成状況を検討した。 - 経営環境を含む事業計画等について、住友生命保険相互会社及びシングライフ・ホールディングスの経営者及び複数の会社担当者に対して質問し、実績に対する評価と今後の達成可能性について検討した。 - のれんを含む資産グループの公正価値の著しい下落の有無、その他の関連する固有の事象と状況に関する総合的評価の妥当性について、関連する資料を閲覧して検討した。 - のれんの減損の兆候の有無の判定に関連する内部資料について、閲覧および資料間の金額の照合を行い、資料の整合性を検証した。 - 判断に用いられた事業計画等に対する実績について、監査済財務諸表等と照合し、その信頼性を検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した連結財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、保険業法第110条第2項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分か

つ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、住友生命保険相互会社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした住友生命保険相互会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、住友生命保険相互会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するため

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

の監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結財務諸表の作成方針

記載項目	
(1) 連結の範囲に関する事項	連結子会社及び子法人等数 38 社 主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、スミセイ・アセット・マネジメント株式会社、株式会社 PREVENT、Symetra Financial Corporation、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. です。 なお、当連結会計年度に、新規に設立された Symetra Financial Corporation の子法人等 1 社及び子会社 1 社を連結の範囲に含めております。 主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合です。 非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。
(2) 持分法の適用に関する事項	持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0 社 持分法適用関連法人等数 7 社 主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント・インシュアランス・グループ、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insurance です。 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合他）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。
(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項	連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は 12 月 31 日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
(4) のれんの償却に関する事項	のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20 年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。 ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

2024年度（2025年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	1,326,363	保 険 契 約 準 備 金	39,514,902
コ ー ル ロ ー ン	1,152,304	支 払 備 金	232,120
買 入 金 銭 債 権	550,257	責 任 準 備 金 等	39,071,703
金 銭 の 信 託	62,022	社 員 配 当 準 備 金	211,078
有 価 証 券	38,197,797	再 保 險 借	20,051
貸 付 金	3,559,146	社 債	550,123
有 形 固 定 資 産	667,974	そ の 他 負 債	6,186,424
土 地	436,865	売 現 先 勘 定	3,725,641
建 物	197,710	そ の 他 の 負 債	2,460,782
リ ー ス 資 産	13,321	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,731
建 設 仮 勘 定	10,811	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	9,265	価 格 変 動 準 備 金	931,700
無 形 固 定 資 産	622,756	繰 延 税 金 負 債	21,246
ソ フ ト ウ ェ ア	56,301	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	12,738
の れ ん	335,193	負 債 の 部 合 計	47,239,918
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	231,261		
代 理 店 貸	145	(純 資 産 の 部)	
再 保 險 貸	51,250	基 金	50,000
そ の 他 資 産	2,068,423	基 金 償 却 積 立 金	639,000
退 職 給 付 に 係 る 資 産	182,882	再 評 価 積 立 金	2
繰 延 税 金 資 産	433,080	連 結 剰 余 金	209,331
貸 倒 引 当 金	△ 5,583	基 金 等 合 計	898,333
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	602,992
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 65,609
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 46,740
		為 替 換 算 調 整 勘 定	140,866
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	99,680
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	731,190
		非 支 配 株 主 持 分	△ 619
		純 資 産 の 部 合 計	1,628,904
資 産 の 部 合 計	48,868,823	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	48,868,823

2024 年度 連結貸借対照表注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。
有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 110 条第 2 項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については 3 月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）
最低保証利率付 3 年ごと利率変動型積立保険等の主契約
確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
確定拠出年金保険契約及び新単位口別利率設定特約
一時払養老保険契約（一部を除く）
利率変動型終身保険（一時払）契約
個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約
個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第 5 号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、27 百万円です。

連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

8. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準

数理計算上の差異の処理年数 翌連結会計年度から 8 年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	309,005 百万円
勤務費用	12,936 百万円
利息費用	1,825 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△41,348 百万円
退職給付の支払額	△17,370 百万円
その他	158 百万円
期末における退職給付債務	<u>265,206 百万円</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	414,875 百万円
期待運用収益	2,636 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	30,531 百万円
事業主からの拠出額	5,839 百万円
退職給付の支払額	△8,512 百万円
その他	△12 百万円
期末における年金資産	<u>445,357 百万円</u>

③ 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	262,474 百万円
年金資産	<u>△445,357 百万円</u>
	△182,882 百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,731 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△180,151 百万円</u>
退職給付に係る負債	2,731 百万円
退職給付に係る資産	<u>△182,882 百万円</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△180,151 百万円</u>

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	12,936 百万円
利息費用	1,825 百万円
期待運用収益	△2,636 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△11,136 百万円
その他	164 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>1,153 百万円</u>

⑤ その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	<u>60,749 百万円</u>
合計	<u>60,749 百万円</u>

その他の包括利益累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	<u>140,182 百万円</u>
合計	<u>140,182 百万円</u>

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株 式	52%
生命保険一般勘定	26%
債 券	4%
投資信託	4%
その他	14%
合 計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 59%含まれています。

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	2.181%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.4%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、6,009 百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第 26 号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

12. 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2006 年 4 月 1 日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）を適用（ただし、2006 年度中に年金支払開始日

等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表 2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

保険業法施行規則第 69 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第 5 項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準または国際財務報告基準に基づき算出した額を計上しております。

13. 当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等入院給付金等を支払う特別取扱いを 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。

14. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号）に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。

(1) のれんの評価

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんには、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれん 29,972 百万円及びシンガポール子会社の買収に伴い発生したのれん 305,220 百万円が含まれております。

米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準 FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産－のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が 50%を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。

減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び将来の利益計画の悪化の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

シンガポール子会社の買収に伴うのれんは、当社の連結貸借対照表に計上され、当社が日本の会計基準に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化が認められる場合に、減損損失の認識の判定及び損失額の測定を行います。

減損の兆候判定にあたっては、シンガポール子会社を取り巻く経営環境や業績及び将来の利益計画の悪化の有無、のれんを含む資産グループの公正価値の著しい下落の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。

のれんに減損の兆候が認められる場合は、のれんを含む資産グループから将来生じるキャッシュ・フローを見積り、その総額と帳簿価額を比較することによって減損の認識要否を判定します。減損損失の認識が必要となった場合は、のれんを含む資産グループの回収可能価額を算出のうえ、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上します。回収可能価額の算定においては、将来の経済環境予測や新契約の獲得見込みを踏まえた保険料収入、保険金給付率等の保険数理計算上の仮定を反映した事業収支予測、割引率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

(2) 保有契約価値及び繰延新契約費の償却

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値 23,032 百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費 361,629 百万円がそれぞれ含まれております。

保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。

保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、将来の見積総利益の発生見込を基礎とした比率等により償却しております。将来の見積総利益の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。

16. 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。

- ・「金融サービス—保険契約」(Topic944) (ASU 第 2018-12 号、ASU 第 2022-05 号)

(1) 概要

長期保険契約に係る負債の測定方法等が改正されました。

(2) 適用予定日

米国子会社において、2025 年度の期末より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

適用された連結会計年度における影響は評価中です。

17. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。この他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	358,799	358,799	-
うち、その他有価証券	358,799	358,799	-
買入金銭債権	550,257	543,828	△6,429
うち、その他有価証券	454,936	454,936	-
金銭の信託	62,022	62,022	-
有価証券	37,524,949	36,284,194	△1,240,754
売買目的有価証券	2,932,785	2,932,785	-
満期保有目的の債券	1,984,527	1,970,692	△13,835
責任準備金対応債券	13,915,721	12,682,565	△1,233,156
子会社株式及び関連会社株式	45,614	51,851	6,237
その他有価証券※ ¹	18,646,299	18,646,299	-
貸付金	3,559,146		
貸倒引当金※ ²	△5,064		
	3,554,081	3,345,092	△208,989
社債	550,123	530,524	△19,598
デリバティブ取引※ ³	40,808	40,808	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	132,632	132,632	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(91,824)	(91,824)	-

※¹ 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※² 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※³ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

(注1) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	公社債	120,034	124,818	4,784
	外国証券(公社債)	1,061,500	1,162,411	100,911
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	公社債	237,993	214,165	△23,828
	外国証券(公社債)	565,000	469,296	△95,703
合計		1,984,527	1,970,692	△13,835

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	公社債	6,185,250	6,434,151	248,900
	外国証券(公社債)	194,629	199,033	4,403
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	公社債	5,866,794	4,545,953	△1,320,840
	外国証券(公社債)	1,669,047	1,503,426	△165,620
合計		13,915,721	12,682,565	△1,233,156

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えるもの	譲渡性預金	－	－	－
	買入金銭債権	18,006	18,264	257
	公社債	269,518	272,564	3,045
	株式	1,188,331	2,855,672	1,667,341
	外国証券	5,712,133	6,009,035	296,901
	公社債	4,792,640	4,919,873	127,232
	株式等	919,493	1,089,161	169,668
	その他の証券	111,361	161,962	50,601
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えないもの	譲渡性預金	359,000	358,799	△200
	買入金銭債権	450,885	436,672	△14,213
	公社債	2,110,622	1,651,834	△458,788
	株式	185,894	153,555	△32,338
	外国証券	8,161,121	7,397,999	△763,121
	公社債	7,226,604	6,604,863	△621,741
	株式等	934,516	793,136	△141,380
	その他の証券	156,185	143,673	△12,512
合計		18,723,062	19,460,036	736,973

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等※ ¹	133,639
組合出資金等※ ²	539,208

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
譲渡性預金	359,000	-	-	-
買入金銭債権	320,053	228	316	243,642
有価証券	1,145,103	5,747,406	7,592,455	15,775,589
満期保有目的の債券	311,895	91,146	640,986	906,967
責任準備金対応債券	240,628	2,704,079	3,331,967	7,802,184
その他有価証券	592,580	2,952,181	3,619,501	7,066,438
貸付金※	230,801	834,449	790,872	1,384,946
社債※	-	-	103,625	297,030

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
譲渡性預金	-	358,799	-	358,799
買入金銭債権	-	319,935	135,001	454,936
金銭の信託	-	-	62,022	62,022
有価証券	7,214,211	11,980,747	1,580,302	20,775,261
売買目的有価証券	2,002,560	814,928	115,296	2,932,785
その他の有価証券	5,211,650	11,165,818	1,465,006	17,842,475
国債	852,175	-	-	852,175
地方債	-	29,217	-	29,217
社債	-	1,043,006	-	1,043,006
株式	3,009,228	-	-	3,009,228
外国証券	1,266,087	9,890,617	1,465,006	12,621,711
公社債	989,289	9,259,552	1,275,895	11,524,736
株式等	276,798	631,065	189,110	1,096,975
その他の証券	84,159	202,976	-	287,135
貸付金	-	-	123,668	123,668
デリバティブ取引	629	306,521	15,867	323,019
通貨関連	-	82,257	4,563	86,820
金利関連	-	19,171	-	19,171
株式関連	477	203,817	11,304	215,599
その他	152	1,274	-	1,426
資産計	7,214,841	12,966,004	1,916,862	22,097,708
デリバティブ取引	2,348	279,670	191	282,211
通貨関連	-	152,909	-	152,909
金利関連	-	101,394	-	101,394
株式関連	1,910	17,724	191	19,826
その他	438	7,642	-	8,080
負債計	2,348	279,670	191	282,211

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021 年 6 月 17 日 企業会計基準適用指針第 31 号）第 24-3 項及び第 24-9 項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は 803,823 百万円です。
当該投資信託の期首残高から当連結会計期間末残高への調整表は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	590,444
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益	9,841
損益に計上※ ¹	△1,972
その他の包括利益に計上※ ²	11,813
購入、売却、償還等の純額	203,538
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	-
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	-
当連結会計期間末残高	803,823
当連結会計期間の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	-

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

なお、当連結会計期間末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その連結貸借対照表計上額は 566,225 百万円です。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	-	-	88,891	88,891
有価証券	9,530,016	5,173,093	1,999	14,705,109
満期保有目的の債券	132,561	1,838,131	-	1,970,692
国債	132,561	-	-	132,561
地方債	-	13,807	-	13,807
社債	-	192,614	-	192,614
外国証券	-	1,631,708	-	1,631,708
公社債	-	1,631,708	-	1,631,708
責任準備金対応債券	9,396,663	3,283,902	1,999	12,682,565
国債	9,396,663	-	-	9,396,663
地方債	-	114,582	-	114,582
社債	-	1,468,859	-	1,468,859
外国証券	-	1,700,461	1,999	1,702,460
公社債	-	1,700,461	1,999	1,702,460
子会社株式及び関連 会社株式	792	51,059	-	51,851
貸付金	-	15,333	3,206,090	3,221,424
資産計	9,530,016	5,188,427	3,296,981	18,015,425
社債	-	530,524	-	530,524
負債計	-	530,524	-	530,524

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル 3 の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル 3、そうでない場合はレベル 2 の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル 3 の時価に分類しております。

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にプレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報^{※1}

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲
貸付金	割引現在価値法	割引率	3.04%～7.85%

※1 レベル3の時価となるもので、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものは記載しておりません。

② 期首残高から当連結会計期間末残高への調整表、当連結会計期間の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭 債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ 取引 ^{※5}	合計
期首残高	141,323	24,345	1,597,996	122,421	9,143	1,895,230
当連結会計期間の損益 又はその他の包括利益	△4,219	480	△26,180	198	△13,792	△43,513
損益に計上 ^{※1}	0	480	△2,854	198	△13,792	△15,968
その他の包括利益に計上 ^{※2}	△4,219	-	△23,325	-	-	△27,545
購入、売却、発行及び 決済等の純額	△2,102	37,197	△1,180	1,048	20,324	55,287
レベル3の時価への振替 ^{※3}	-	-	19,677	-	-	19,677
レベル3の時価からの振替 ^{※4}	-	-	△10,010	-	-	△10,010
当連結会計期間末残高	135,001	62,022	1,580,302	123,668	15,675	1,916,670
当連結会計期間の損益に計上 した額のうち連結貸借対照表 日において保有する金融資産 及び金融負債の評価損益	-	-	402	△13,298	△12,858	△25,755

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

※3 レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※4 レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※5 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、キャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇（下落）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

18. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は 482,695 百万円、時価は 647,627 百万円です。

なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。

また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,453 百万円をその他の負債に計上しております。

19. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、4,286 百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はあります。危険債権額は、665 百万円です。

上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、13 百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。

債権のうち、三月以上延滞債権額は、221 百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸付条件緩和債権額は、3,399 百万円です。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

20. 有形固定資産の減価償却累計額は、439,148 百万円です。

21. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、847,107 百万円です。なお、負債の額も同額です。

22. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

当期首現在高	213,538 百万円
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	58,355 百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	61,018 百万円
利息による増加等	203 百万円
当連結会計年度末現在高	211,078 百万円

23. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、195,851 百万円です。

24. 担保に提供している資産の額は、有価証券 4,564,559 百万円、貸付金 948,513 百万円、現金及び預貯金 1,397 百万円です。

25. 2023 年 12 月 31 日に行った Singapore Life Holdings Pte. Ltd. との企業結合について前連結会計年度末において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。この結果、暫定的に算定されたのれんの金額 455,546 百万円は、会計処理の確定により 153,869 百万円減少し、301,676 百万円となっております。
- また、前連結会計年度末は、のれんが 153,869 百万円、責任準備金が 108,058 百万円それぞれ減少し、無形固定資産が 77,326 百万円増加しております。
26. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、4,717,355 百万円です。
27. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は 921 百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
28. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、28,593 百万円です。
29. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が 511,106 百万円含まれています。
30. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が 220,000 百万円含まれています。
31. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ 715,622 百万円、642,748 百万円含まれています。
32. 国内の連結子会社及び子法人等における修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
33. グループ通算制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021 年 8 月 12 日 企業会計基準委員会 実務対応報告第 42 号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
34. 繰延税金資産の総額は、953,138 百万円、繰延税金負債の総額は、521,456 百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、19,847 百万円です。
- 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 492,509 百万円及び価格変動準備金 269,035 百万円です。
- 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 308,330 百万円です。
- なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 13 号）の成立に伴い、従来の税効果会計適用の法定実効税率 27.96%は、回収又は支払が見込まれる期間が 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までのものについては 27.96%、2026 年 4 月 1 日以降のものについては 28.88%に変更されております。
- 当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は $\Delta 64.8\%$ であり、法定実効税率 27.96%との差異の主な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正 $\Delta 66.7\%$ 、社員配当準備金繰入額 $\Delta 61.5\%$ 、のれん償却額等 34.3%です。
- 税率変更により、当連結会計年度末における繰延税金資産は 9,389 百万円増加し、法人税等調整額は 19,795 百万円、その他有価証券評価差額金は 9,799 百万円それぞれ減少しております。

2024年度〔 2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで 〕連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目							金 額
経常収益							5,182,591
保険料等収入							3,375,394
資産運用収入							1,709,574
利息及び配当金等収入							1,274,628
金銭の信託運用益							1,391
売買目的有価証券運用益							129,391
有価証券売却益							273,733
有価証券償還益							10,799
その他の運用収益							19,629
経常収益							97,622
経常費用							5,113,168
保険金等支払金							2,524,816
保険金							645,772
年金							477,362
給付金							521,377
解約返戻金等							670,868
その他の返戻金							209,434
責任準備金等繰入額							979,442
支払準備金繰入額							10,493
責任準備金繰入額							968,745
社員配当金積立利息繰入額							203
資産運用費用							773,541
支払利息							71,186
有価証券売却損							260,581
有価証券評価損							8,345
有価証券償還損							701
金融派生商品費用							227,255
為替差損							69,667
貸倒引当金繰入額							801
賃貸用不動産等減価償却費用							10,051
その他の運用費用							111,490
特別勘定資産運用損							13,460
事業費用							643,774
その他の経常費用							191,593
経常利益							69,422
特別利益							17
固定資産等処分益							17
特別損失							39,777
固定資産等処分損失							4,606
減損損失							10,839
価額変動準備金繰入額							23,600
社会及び契約者福祉増進助成金							731
税金等調整前当期純剰余							29,662
法人税及び住民税等							68,387
法人税等調整額							△ 87,628
法人税等合計							△ 19,241
当期純剰余							48,904
非支配株主に帰属する当期純損失							284
親会社に帰属する当期純剰余							49,189

(2024 年度連結損益計算書注記)

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を適用している Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の IFRS17 の保険収益は、収入の金額に組み替えの上、保険料等収入に含めて計上しております。
3. 当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
4. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で 1 つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	10,784 百万円
	計	10,784 百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを 5.0%で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当期純剰余	48,904
その他の包括利益	△ 146,383
その他の有価証券評価差額金	△ 262,513
繰延ヘッジ損益	△ 29,249
土地再評価差額金	△ 404
為替換算調整勘定	98,333
退職給付に係る調整額	42,493
持分法適用会社に対する持分相当額	4,956
包括利益	△ 97,478
親会社に係る包括利益	△ 97,113
非支配株主に係る包括利益	△ 365

(2024 年度連結包括利益計算書注記)

1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額、法人税等及び税効果の金額は、次のとおりです。

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	△370,049 百万円
組替調整額	24,690 百万円
法人税等及び税効果調整前	△345,359 百万円
法人税等及び税効果額	82,845 百万円
その他有価証券評価差額金	△262,513 百万円

繰延ヘッジ損益：

当期発生額	△46,940 百万円
組替調整額	8,491 百万円
法人税等及び税効果調整前	△38,449 百万円
法人税等及び税効果額	9,200 百万円
繰延ヘッジ損益	△29,249 百万円

土地再評価差額金：

当期発生額	—
組替調整額	—
法人税等及び税効果調整前	—
法人税等及び税効果額	△404 百万円
土地再評価差額金	△404 百万円

為替換算調整勘定：

当期発生額	98,333 百万円
組替調整額	—
法人税等及び税効果調整前	98,333 百万円
法人税等及び税効果額	—
為替換算調整勘定	98,333 百万円

退職給付に係る調整額：

当期発生額	71,886 百万円
組替調整額	△11,136 百万円
法人税等及び税効果調整前	60,749 百万円
法人税等及び税効果額	△18,256 百万円
退職給付に係る調整額	42,493 百万円

持分法適用会社に対する持分相当額：

当期発生額	5,013 百万円
組替調整額	△57 百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	4,956 百万円

その他の包括利益合計	△146,383 百万円
------------	--------------

2024年度 2024年4月 1日から
2025年3月31日まで 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純剰余（△は損失）	29,662
賃貸用不動産等減価償却費	10,051
減価償却費	46,305
減損損失	10,839
のれん償却額	30,706
支払備金の増減額（△は減少）	2,641
責任準備金の増減額（△は減少）	954,021
社員配当準備金積立利息繰入額	203
貸倒引当金の増減額（△は減少）	673
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△ 13,533
価格変動準備金の増減額（△は減少）	23,600
利息及び配当金等収入	△ 1,274,628
有価証券関係損益（△は益）	△ 93,117
支払利息	71,186
為替差損益（△は益）	70,723
有形固定資産関係損益（△は益）	592
持分法による投資損益（△は益）	△ 3,180
代理店貸の増減額（△は増加）	△ 19
再保険貸の増減額（△は増加）	△ 18,501
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△ 16,291
再保険借の増減額（△は減少）	△ 246
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	△ 156,799
その他	272,961
小 計	△ 52,148
利息及び配当金等の受取額	1,339,209
利息の支払額	△ 72,163
社員配当金の支払額 -	△ 61,018
その他	△ 731
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△ 29,940
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,123,207
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	△ 187,624
買入金銭債権の取得による支出	△ 3,614,957
買入金銭債権の売却・償還による収入	3,539,990
金銭の信託の増加による支出	△ 39,957
金銭の信託の減少による収入	3,368
有価証券の取得による支出	△ 10,135,479
有価証券の売却・償還による収入	11,265,618
貸付けによる支出	△ 576,877
貸付金の回収による収入	489,420
その他	△ 1,939,730
資 産 運 用 活 動 計	△ 1,196,227
（営業活動及び資産運用活動計）	（△ 73,020）
有形固定資産の取得による支出	△ 29,897
有形固定資産の売却による収入	148
その他	△ 12,393
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,238,369
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	105,056
借入金返済による支出	△ 50,011
社債の発行による収入	39,545
社債の償還による支出	△ 39,545
基金利息の支払額	△ 357
その他	64,855
財務活動によるキャッシュ・フロー	119,543
現金及び現金同等物に係る換算差額	31,421
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	35,801
現金及び現金同等物期首残高	419,835
現金及び現金同等物期末残高	455,636

2024 年度 連結キャッシュ・フロー計算書注記

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び預貯金（当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く）及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。
2. 資金（現金及び現金同等物）の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	1,326,363 百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	<u>△870,726 百万円</u>
資金（現金及び現金同等物）	<u>455,636 百万円</u>

3. 投資活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に短期資金活動による純増減額及び金融派生商品の決済による収支（純額）です。
4. 財務活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に米国子会社における財務活動によるキャッシュ・フローの資金調達契約の実行及び返済です。

2024年度〔 2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで 〕連結基金等変動計算書

(単位:百万円)

	基金等					その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	50,000	639,000	2	229,119	918,122	864,260	△ 36,360	△ 56,600	38,740	57,188	867,227	△ 507	1,784,843
当期変動額													
社員配当準備金の積立				△ 58,355	△ 58,355								△ 58,355
基金利息の支払				△ 357	△ 357								△ 357
親会社に帰属する当期純剰余				49,189	49,189								49,189
土地再評価差額金の取崩				△ 10,264	△ 10,264								△ 10,264
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)						△ 261,267	△ 29,249	9,860	102,126	42,492	△ 136,037	△ 112	△ 136,149
当期変動額合計	-	-	-	△ 19,788	△ 19,788	△ 261,267	△ 29,249	9,860	102,126	42,492	△ 136,037	△ 112	△ 155,938
当期末残高	50,000	639,000	2	209,331	898,333	602,992	△ 65,609	△ 46,740	140,866	99,680	731,190	△ 619	1,628,904

内 部 統 制 報 告 書

2025 年 5 月 16 日

住友生命保険相互会社

取締役 代表執行役社長 高田 幸徳

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役 代表執行役社長 高田幸徳は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準じて財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告の範囲とし、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結される子会社及び子法人等並びに持分法適用関連法人等について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社24社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社14社及び持分法適用関連法人等7社は、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の経常収益（連結会社間取引消去後）が、連結経常収益の2/3を超えていることから、当社のみを「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「有価証券、一般貸付金、保険契約準備金」の他、「保険契約準備金」の計算に重要な影響を与える「保険料等収入」及び「保険金等支払金」を選定し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス及び金額的な重要性の大きい勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。

以 上